注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、鞍手町役場又は福岡法務局直方支局に照会すること。

平成二十五年三月五日

法務大臣　谷垣　禎一

福岡県鞍手郡剣村大字中山百十四番地

小長光　勝

○法務省告示第九十五号

北海道三笠市役所保存の次の原戸籍が滅失した。

平成二十五年三月五日

法務大臣　谷垣　禎一

北海道空知郡三笠山村大字幌内村字砂利山第一号地

永井　政**藏**

同村大字幌内村字萱野一番地

奥寺　金治

同村大字幌内村市街地四番地

奥村要次郎

同村大字幌内村炭山番外地

矢島　富雄

同村大字幌内村三十五番地

後藤**興**五右エ門

同村大字幌内村五十一番地

阿部　サイ

同村大字幌内村番外地

阿部　徳**藏**

同村大字幌内村番外地

斉藤要太郎

同村大字幌内村字砂利山番外地

菊池勝三郎

同村大字幌内村字奔幌内百七十六番地ノ二

北**興**四右エ門

同村大字幌内村字幌内太番外地

宮下　**興藏**

同村大字幌内村字砂利山第三号地

志賀彌三郎

同村大字幌内村番外地

志武助三郎

同村大字幾春別村御料地本通乙二号

石川　寅**藏**

同村大字幾春別村二十二番地

寺本　敬聞

同村大字幾春別村炭山中島二十六番

吉川栄太郎

○厚生労働省告示第三十五号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条第二項及び第六十五条の二第二項並びに特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第七条第一項第五号及び第五十条の二第二項において準用する同令第五十条第一項第七号への規定に基づき、特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月五日

厚生労働大臣　田村　憲久

特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示（特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能の一部改正）

第一条　特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号）の一部を次のように改正する。

第一号の表ベリリウム及びその化合物の項中「〇・〇〇二ミリグラム」を「ベリリウムとして〇・〇〇一ミリグラム」に、同表オルト―フタロジニトリルの項中「〇・一ミリグラム」を「〇・〇一ミリグラム」に改める。

○外務省告示第六十二号

平成二十五年二月十五日にビエンチャンで、タケク上水道拡張計画（詳細設計）のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

平成二十五年三月五日

外務大臣　岸田　文雄

1　援助の目的及び内容　タケク上水道拡張計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　四千百万円

3　贈与の供与期限　平成二十七年九月三十日まで

4　署名者

日本側　横田順子在ラオス大使

ラオス側　ブンクート・サンソムサック外務副大臣

○外務省告示第六十三号

平成二十五年二月十三日にブジュンブラで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がブルンジ共和国政府との間に行われた。

平成二十五年三月五日

外務大臣　岸田　文雄

1　援助の目的及び内容　食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億五千万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　高田稔久在ブルンジ大使

ブルンジ側　ローロン・カヴァクレ外務・国際協力大臣

平成二十五年三月五日

外務大臣　岸田　文雄

（作業環境測定基準の一部改正）

第二条　作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一オルト―フタロジニトリルの項中「ろ過捕集方法」を「固体捕集方法及びろ過捕集方法」に、「吸光光度分析方法」を「ガスクロマトグラフ分析方法」に改める。

（作業環境評価基準の一部改正）

第三条　作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）の一部を次のように改正する。

別表九の項の次に次のように加える。

九の二　オルト―フタロジニトリル	〇・〇一㎎／㎥

別表二十七の項中「〇・〇〇二㎎／㎥」を「〇・〇〇一㎎／㎥」に改める。

○農林水産省告示第五百十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十四年七月五日に消滅したものとみなされる。

平成二十五年三月五日

農林水産大臣　林　芳正

1　登録番号　第20858号

2　登録年月日　平成23年７月４日

3　農林水産植物の種類

Rhododendron L.

4　登録品種の名称　ミシェル

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所

竹石勝

新潟県新潟市南区下八枚1254―１

○農林水産省告示第五百十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十四年七月十一日に消滅したものとみなされる。

平成二十五年三月五日

農林水産大臣　林　芳正

1　登録番号　第10407号

2　登録年月日　平成14年７月10日

3　農林水産植物の種類

Chrysanthemum x morifolium Ramat.

4　登録品種の名称　セイミキ

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所

有限会社精興園

広島県府中市鵜飼町531番地８

1　登録番号　第20423号

2　登録年月日　平成14年７月10日

3　農林水産植物の種類

Gentiana L.

4　登録品種の名称　ハッピーハイジ

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所

有限会社スカイブルーセト

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪11260―215番地

○農林水産省告示第五百十九号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十九条第一項第五号の規定に基づき、次の品種登録を取り消したので、同条第五項の規定に基づき公示する。

なお、育成者権は、同条第四項第三号の規定により、平成二十四年七月十二日に消滅したものとみなされる。

平成二十五年三月五日

農林水産大臣　林　芳正

1　登録番号　第10423号

2　登録年月日　平成14年７月10日

3　農林水産植物の種類

Dusterlohe 14, 25355 Barmstedt, Germany

4　登録品種の名称　HANSOTI02

5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所

有限会社カクタス長田

静岡県沼津市宮前町３―３